

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年6月29日

山形市監査委員 玉田芳和
同 村山秀幸
同 菊地健太郎
同 武田 聡

記

1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 こども未来部あこや保育園、早苗保育園、こども家庭支援課
都市整備部道路整備課、建築課
市立病院済生館管理課
- (2) 監査の期間 令和4年5月6日から令和4年6月28日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

| 部課等名 | 監査の結果 |
|--------------------|---|
| こども未来部 あこや保育園 | 指摘する事項はなかった。 |
| こども未来部 早苗保育園 | 指摘する事項はなかった。 |
| こども未来部 こども家庭支援課 | 指摘する事項はなかった。 |
| 都市整備部 道路整備課 | 指摘する事項はなかった。 |
| 都市整備部 建築課 | 指摘する事項はなかった。 |
| 市立病院済生館 管理課 | 指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 時間外勤務手当支給事務において、手当を多く支給しているものがあつた。 |

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。